



上川路会計通信

税理士法人 上川路会計

本店 下荒田事務所

〒890-0056

鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099 - 252 - 7070

Fax 099 - 252 - 6400

支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821

鹿児島市名山町1-3 鹿児島ビル4F

Tel 099 - 223 - 3465

Fax 099 - 223 - 4348



第237号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

百年時代

税務申告や総会など、今年前半の全ての仕事を終えた6月30日午後4時半、荒田八幡宮の夏越の大祓式に参加しました。梅雨のつかの間の晴れる中、多くの人々と一緒に茅の輪を3度くぐりました。新元号『令和』となって最初の神事で『人々が心を寄せ合い幸せな文化が生まれ育つ』という令和時代の末永い安寧を祈りました。

金融庁から発表された『人生百年時代』に向けた高齢者の資産形成に関する報告書が、反発を招き波紋を広げました。『老後に約2千万の蓄えが必要』とした内容で、安倍首相が『百年安心』をうたった年金制度の不備を国が認めた、野党などから批判されたのです。

麻生太郎金融担当相が、不安や誤解を与えていると報告書を受け取らないと表明したことも違和感がありました。平均寿命が伸び、少子高齢化が進み将来受け取る年金が今より減ることを想定したものでした。安倍首相は党首討論で「経済を成長させ働き手と雇用を増やし年金も増える」と理解を求めました。老後の生活に不安が増したと現役世代を中心に、資産運用を扱ったセミナーには、募集を上回る参加希望者が集まっていて『自己年金』づくりがテーマになってきました。

野党は、不都合な事実を隠したと一斉に反発し、参院選最大の争点と位置づけてビッグチャンス到来と意気込んでいます。参院選は7月4日に公示され21日に投開票が行われます。争点は年金制度を含む社会保障のあり方や、憲法改正などです。野党4党は候補者一本化などで共闘し、安倍首相率いる常勝自民党にいどむことになりました。

ラグビーワールドカップは9月20日から始まります。ラグビーは15人の団体競技で、体格や性格の違う選手達が個々の強みを活かし、目標に向かって力を合わせる究極のチームスポーツです。15人1人1人には与えられた役割と責任があり、チームワークが機能されればとてつもなく強いチームができるのです。日本でのワールドカップでファンは増加してきました。

日本に新しい世界的スターの誕生です。スポーツ観戦が趣味の私にとって夢をくれる話題が増えてきました。米バ

目次

ごあいさつ “百年時代”	・・・1P
税務カレンダー	・・・2P
2019年7月の経理・税務チェックリスト	・・・3P
KSC主催 セミナーのご案内	・・・3P
会計・税務のQ & A !	
“約40年ぶりに変わる“相続法””	・・・4・5P
企業防衛対策のおすすめ	
“定期保険及び第三分野保険に係る 改正法人税基本通達等の一部改正について”	・・・6・7P
随想 “『醍醐味』上川路美恵野	・・・8P

ロバート・カール・NBAのドラフト会議が、ニューヨークで開かれ日本代表のエース八村塁が、ウィザーズから日本人初となる1巡目、全体9位で指名され背番号は『8』に決まりました。野球界の求道者イチローを尊敬するという八村は、日本バスケットボール界に新しい歴史を刻みました。

米大リーグ、エンゼルス『二刀流』大谷翔平は“投”は封印したままに“打”で活躍してファンの期待に応えています。日本選手として初めてサイクル打を達成、30日には月間で9本目のハイペースでホームラン12号に到達しました。さらに7月からアーチの量産を積み重ねていきそうに楽しみが増えました。

東京オリンピックまで400日を切りました。陸上の花形種目男子100メートルは『10秒の壁』を越える9秒台の勝負が期待されました。潜在能力が底知れないサニブラウンが桐生、小池などライバルに100メートル・200メートルで圧勝して、群雄割拠の様相を呈していた最近の日本男子スプリント界を頭一つ抜けたといえます。

活発化した梅雨前線の停滞で、記録的な大雨が続きました。『百年に一度』といわれた平成5年の8・6水害に匹敵する甚大な災害の可能性がある、と、気象台は「自らの命を自ら守らなければならない状況が迫っていることを認識してほしい」と警戒を訴えました。(令和元年7月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに・



2019年7月

5 月決算会社申告書提出



7 月 3 1 日まで

- ・5月決算法人の確定申告
- ・11月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
8月決算法人 第3四半期分
11月決算法人 第2四半期分
2月決算法人 第1四半期分
- ・2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額4,800万円超の4月、5月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・所得税の予定納税額の納付(第1期分)

日曜日 月曜日 火曜日 水曜日 木曜日 金曜日 土曜日
1 2 3 4 5 6

7 8 9 10 11 12 13

14 15 16 17 18 19 20



海の日

21 22 23 24 25 26 27

28 29 30 31 8/1 8/2 8/3



7 月 1 0 日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



7 月 1 6 日まで

- ・所得税の
予定納税額の減額申請



7 月中において市町村の

条例で定める日

- ・固定資産税(都市計画税)の
第2期分の納付



2019年8月

6 月決算会社申告書提出

8 月 1 3 日まで

- ・源泉所得税の納付
- ・住民税の特別徴収税額の納付



8 月中において各都道府県の条例で定める日

- ・個人事業税の第1期分の納付

8 月中において市町村の条例で定める日

- ・個人の道府県民税及び市町村民税の第2期分の納付

9 月 2 日まで

- ・6月決算法人の確定申告
- ・12月決算法人の中間申告(半期分)
- ・消費税、地方消費税の中間申告
9月決算法人 第3四半期分
12月決算法人 第2四半期分
3月決算法人 第1四半期分

- ・3・6・9・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- ・消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- ・個人事業者の当年分の消費税等の中間申告

● お盆休みのお知らせ ●

当社では下記の期間、お盆休みとさせていただきますので、ご案内申し上げます。
休業期間中は何かとご迷惑をお掛けすることと存じますが、何卒よろしくお願い申し上げます。

お盆休み期間 2019年8月13日(火)、14日(水)、15日(木)





業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！



所得税の予定納税額の減額申請

□ 7月は所得税(復興特別所得税を含む)の予定納税額の納付月となりますが、予定納税の義務のある人で、その年の申告納税見積額が予定納税基準額に満たないと見込まれる場合には、予定納税額の減額に係る承認を申請することができます。

予定納税基準額とは、税務署が計算をして事前に通知する予定納税額をいい、予定納税基準額が15万円以上になる場合に、予定納税が必要となります。この予定納税基準額は、所得税及び復興特別所得税の合計額で計算されます。

労働者死傷病(軽度)報告の提出

□ 従業員が業務上の事故・疾病で1～3日休業した場合は、四半期ごとにまとめて所轄の労働基準監督署に届け出ます。7月末までに4月～6月分の報告を行います。休業が4日以上になった場合は、その都度遅滞なく報告しなければいけません。

健康保険・厚生年金の「被保険者報酬月額算定基礎届」提出

□ 7月1日現在の従業員(提出すべき被保険者全員)の4～6月の報酬月額を「算定基礎届」により提出します。今年の提出期間は、7月1日～7月10日までです。

補助金・助成金の情報確認

□ 国や自治体の補助金・助成金制度は、毎年度の予算成立を受けてから7月頃までに各制度の骨組みが固まります。補助金・助成金は、それぞれ募集期間や受給要件などが異なります。自社に必要な補助金・助成金についての情報は早めに収集し、申請のスケジュールを立てておくようにしましょう。



一般社団法人

鹿児島経営サポートセンター 主催

消費税改正直前対策セミナー・事業承継セミナーのご案内

第一部 消費税

講師：鹿児島税務署 法人部門

消費税の10%改正及び軽減税率制度が10月1日よりスタートします。直前にせまった改正の内容について、鹿児島税務署より講師をお招きして改正の内容や注意すべき事項についてお話頂きます。

第二部 事業承継

講師：高橋雷太公認会計士事務所
税理士 内立輪勝氏ほか

事業承継税制が大幅に要件緩和されました。節税面でのメリットや運営上の制約、手続き等をわかりやすく解説いたします。後継者がお決まりの法人や、内部留保が大きい法人の方にぜひ聞いていただきたい内容です。

■ 日 時 令和元年8月6日(火) 14:00～16:30

(受付開始 13:30～)

■ 会 場 宝山ホール 第3会議室

鹿児島市山下町5-3 TEL 099-223-4221

■ 参 加 費 無料

■ 申 込 方 法 同封の参加申込書に必要事項をご記入の上、下記までFAXしてください。

■ お問合わせ 税理士法人 上川路会計 担当：有島・福田

TEL 099-252-7070

FAX 099-252-6400



テーマ 『 約40年ぶりに変わる“相続法” 』

民法（相続法）は1980年に改正されて以降、高齢化の進展など社会環境の変化に対応するため、約40年ぶりに大きな見直しが行われ、2019年1月13日から、段階的に改正法が施行されています。

ここでは、2019年7月1日から施行される改正法の内容について、相続の何がどのように変わったのかをみていきましょう。

相続法とは・・・？

民法では、人が死亡すると、その人の財産は相続人に承継されることがとされています。相続に関するトラブルを防ぐために、民法では、誰が相続人となり、また、何が遺産にあたり、被相続人の権利義務がどのように受け継がれるかなど、相続の基本的なルールが定められています。この民法の相続について規定した部分を「相続法」と言います。

段階的に施行される改正法の規定

民法等の一部改正法

自筆証書遺言の方式を緩和する方策

2019年1月13日施行

遺産分割前の預貯金制度の見直しなど

2019年7月1日施行

配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設

2020年4月1日施行

遺言書保管法

法務局における自筆証書遺言に係る
遺言書の保管制度

2020年7月10日施行

2019年7月1日から施行される改正法の内容

1. 婚姻期間が20年以上の夫婦間における居住用不動産の贈与等に関する優遇措置

婚姻期間が20年以上である夫婦間で、配偶者に対して居住用不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈または贈与がされた場合には、原則として、遺産分割における計算上、遺産の先渡し（特別受益）がされたものとして取り扱う必要がなくなりました。そのため、配偶者は結果的により多くの相続財産を得て、生活を安定させることができるようになります。

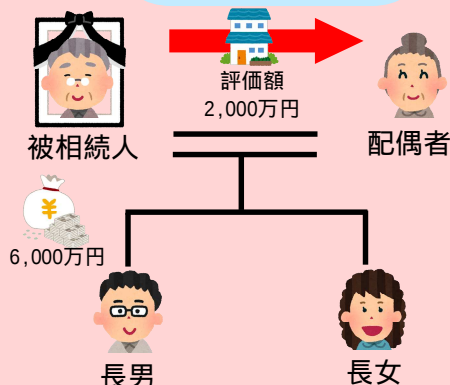
居住用不動産（評価額2,000万円）について配偶者が被相続人から生前贈与を受けており、被相続人の遺産として6,000万円の現金があった場合



改正前の配偶者の相続財産：4,000万円

法定相続分：（居住用不動産（評価額）2,000万円
+ 6,000万円）× 2分の1 = 4,000万円

生前に住居を贈与



生前贈与を受けた居住用不動産は、遺産の先渡しを受けたものと取り扱う必要なし！（遺産分割外）

改正により、
配偶者の
相続財産
1,000万円増加！



改正後の配偶者の相続財産：5,000万円（2,000万円 + 3,000万円）

遺産分割外：居住用不動産（評価額）2,000万円

法定相続分：6,000万円 × 2分の1 = 3,000万円



長男の相続財産：1,500万円

法定相続分：6,000万円 × 4分の1 = 1,500万円



長女の相続財産：1,500万円

法定相続分：6,000万円 × 4分の1 = 1,500万円



預貯金が遺産分割の対象となる場合に、生活費や葬儀費用の支払い、相続債務の弁済など、相続人の資金需要に対応することができるよう、各相続人は、遺産分割が終わる前でも、**家庭裁判所の判断を経ずに一定の範囲で預貯金の払戻しを受けることができる**ようになりました。

3. 遺留分制度の見直し

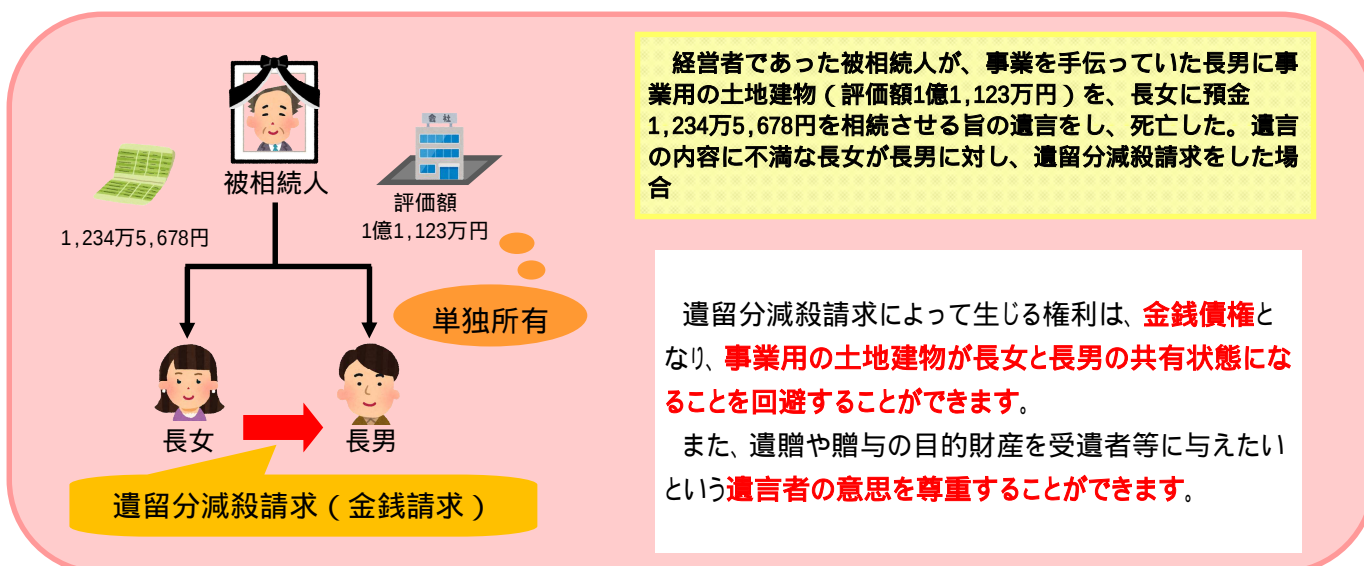
遺留分制度とは・・・

兄弟姉妹以外の相続人について、その生活保障を図るなどの観点から、最低限の取り分を確保する制度です。

遺留分減殺請求とは・・・

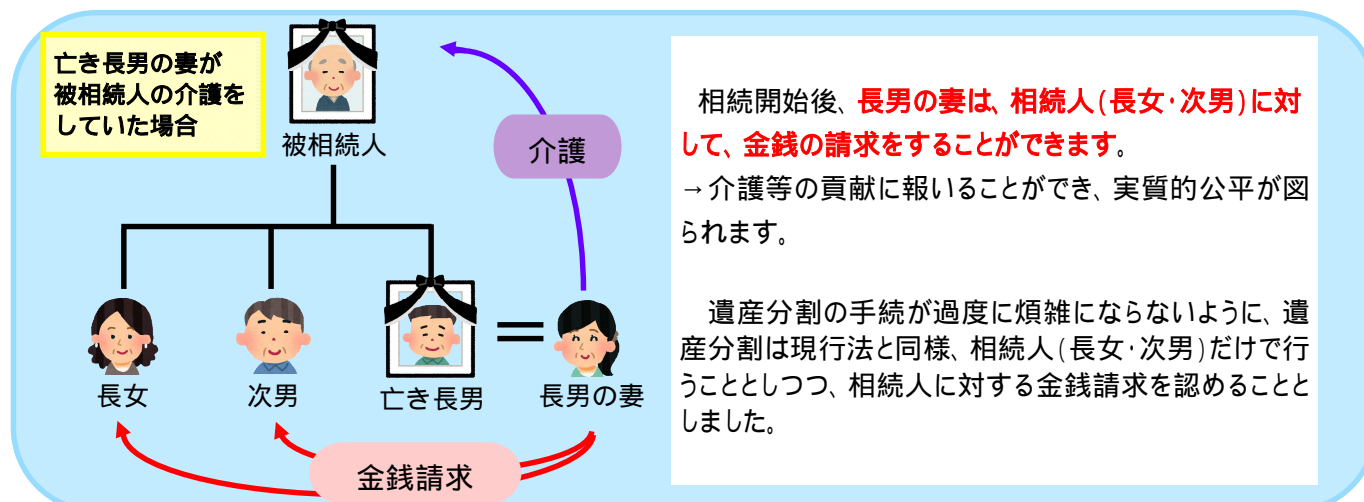
遺留分を侵害されている相続人が、遺留分を侵害している受遺者や受贈者に対してその侵害額を請求することです。

- (1) 遺留分を侵害された者は、遺贈や贈与を受けた者に対し、遺留分侵害額に相当する金銭の請求をすることができるようになりました。
- (2) 遺贈や贈与を受けた者が金銭を直ちに準備することができない場合には、裁判所に対し、支払期限の猶予を求めることができます。



4. 特別の寄与の制度の創設

相続人ではない親族が無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対して金銭の請求をすることができるようになりました。



企業防衛対策のおすすめ

定期保険及び第三分野保険に係る改正法人税基本通達等の一部改正について

令和元年6月、国税庁は「法人税基本通達の制定について（法令解釈通達）」を一部改正しました。

本改正内容は、契約日が令和元年7月8日以後の契約にかかる保険料について適用されます。7月7日以前の既存契約に係わる保険料については遡及して適用されず従来の通りとなります。

対象となる保険商品

以下に該当する場合、新たな税務取扱が適用されます。

- 契約形態：法人契約（被保険者：役員または従業員）、個人事業主契約（被保険者：従業員）
- 保険期間：3年以上
- 保険種類：定期保険・第三分野保険（ ）

かつ、支払保険料が給与とならないもの（受取人が法人の契約など）

（ ）通達の対象となる保険商品に第三分野保険（保険期間が終身の契約を含む）が加わります。

適用時期

令和元年7月8日以後に新たに契約する保険契約にかかる保険料について改正通達を適用します。

契約日が令和元年7月7日以前の契約には訴求して適用されず、従来の税務取扱が適用されます。

改正の概要

- 最高解約返戻率が50%を超える場合、最高解約返戻率に応じた三つの区分ごとに資産計上します。
- 一定期間分の保険料を前払いした場合はその全額を資産計上した後、当該事業年度にかかる部分を損金算入します。
- 短期払契約かつ保険期間が終身の場合は「被保険者の年齢が116歳に達する日までを計算上の保険期間」としたうえで上記同様の扱いとします。

除外 資産計上不要

- 保険期間3年未満のもの
- 最高解約返戻率が70%以下、かつ一被保険者あたりの年換算保険料が30万円以下のもの

解約返戻金相当額のない短期払の定期保険または第三分野保険の取扱い(法人医療保険等)

- 例外として、1被保険者あたりの年間保険料が300千円以内となる場合は、支払いの都度全額損金算入することを認めます。
- 令和元年10月8日以後に新たに契約する保険契約にかかる保険料について、改正通達を適用します。

定期保険等の支払保険料取扱概要表

最高解約返戻率 (1)	資産計上期間	資産計上額割合	取崩期間
50%以下	資産計上不要（全額損金）		該当なし
50%超 70%以下	保険期間の開始～ 当該保険期間の前半4割	4割（6割損金）	保険期間の4分の3を経過後 （保険期間最後の4分の1）の 期間で均等取崩し(4)
70%超 85%以下		6割（4割損金）	
85%超	保険期間開始～ つぎ（～）の期間 最高解約返戻率となる期間 または 最高解約返戻率となる期間 経過後において年換算保険料 に対する返戻金の増加割合 (2)が70%超となる場合、そ の期間まで なお、またはの期間が 5年未満の場合は5年間 （保険期間10年未満の場合は 保険期間の2分の1期間）	< 初年度～10年目 > 最高解約返戻率×9割(3) （例えば最高解約返戻率が 90%なら81%を資産計上） < 11年目～ > 最高解約返戻率×7割 （例えば最高解約返戻率が 90%なら63%を資産計上）	解約返戻金額が最も高い金額 となる期間の翌期から均等取 崩し なお、の場合は、資産計上 期間の翌期から均等取崩し (4)

(1) 最高解約返戻率とは、その保険の保険期間を通じて解約返戻率が最も高い割合となる期間におけるその割合を言います。

(2) (当年度の解約返戻金額 - 前年度の解約返戻金額) ÷ 年換算保険料相当額

(3) 当期分支払保険料の額に相当する額を限度とします。

(4) 資産計上期間終了後～取崩開始までは資産計上額を据え置き、この期間に支払う保険料は全額損金に算入されます。

ポイント！

保険料に関する税務上の取扱いとして、33年ぶりの大改正になります。

税務上の取扱いが前述の通りとなり、解約返戻率に応じて資産計上期間、資産計上額割合、取崩期間等が異なりますので、保険契約の管理の重要性が増します。

今後の適切な保険契約の管理、リスクの管理について担当者にご相談ください。

税理士法人 上川路会計では、関与先様の永続的な発展を願い、「事業保険」の指導、相談を行うために保険会社と < 代理店契約 > < パートナー契約 > を締結しています。

日本生命保険相互会社

エヌエヌ生命保険株式会社

大同生命保険株式会社

損保ジャパン日本興亜
ひまわり生命株式会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

梅雨明け間近になって降り続いた豪雨にやきもきさせられた7月初めの一週間、そして7月7日は七夕でした。

その7月7日が誕生日(発売記念日)というカルピスは『宇宙の縮図』を由来とする白地に青い水玉(当初は青地に白い水玉)のデザインを採用しています。今年は100年目ということでイベントが開かれていてそのことを知り、ついでに興味を持って『カルピスを作った男 三島海雲 (山川徹著 小学館)』という本を読みました。

お寺に生まれた三島海雲は、日露戦争前に中国大陆に日本語教師として渡り、その後行商会社を立ち上げます。日本陸軍からの軍馬の買い付け依頼などをきっかけにモンゴル高原へ活動範囲を広げていった三島が日本に帰国後、モンゴルの遊牧民が作っていた乳製品を参考に開発したのが「カルピス」です。

美味しくて身体に良いものを、という信念で作られた日本初の乳酸菌飲料には、カルシウムの「カル」と仏教で牛乳を精製する過程の最上級のものである『醍醐(サルピルマング)』に由来する名前が付けられました。(結局、カルピル、では語感が今一つということで「カルピス」になった)

三島が生涯をかけて貫いた目標が『国利民福～国家の利益となり、人々の幸福につながる事業をなすこと～』でした。その精神は関東大震災の時にカルピスを被災者に配って回ったり、子供の健やかな成長を願い白酒に見立てたカルピスをひな祭りに保育園や幼稚園にプレゼントしたり、学術振興のために全財産を投じて財団を設立したりといった行動に表れています。

一方で三島のモンゴルとの出会いのきっかけは後の第二次世界大戦へもつながる日本の大陸進出政策であったり、「滋養になる」飲み物であることから軍用品となったりと日本の負の歴史とも無縁ではありませんでした。

また、カルピスの歴史には社会情勢の変遷も反映されています。

昭和の子供だった私にとってカルピスは、親戚の集まりや友達の誕生パーティなど「ハレの日」の特別な飲み物でした。子供たちが集まってたくさんのコップを並べてカルピスの原液と水を混ぜる大人の手元をワクワクして見守ったものです。しかし、少子化が進み子供たちは減り、水で薄めて飲むスタイルが面倒と敬遠されて売上が低迷してきます。

それを打破したのは、手軽にそのまま飲めるカルピスウォーターの販売でした。それによって特別な飲み物から日常の飲み物となり、今では大人向けにお酒と配合したものも販売されています。

「初恋の味」ともいわれるカルピスの甘酸っぱさの中に日本が歩んだ百年の歴史と社会の光と闇が交錯しているようで興味深く、久しぶりにオリジナルカルピスの調合を試みたくなりました。



ほし いのち
この地球の生命美し星祭

美恵野

編集後記

鹿児島県内のあちこちの神社や寺院で
鹿児島夏の風物詩“六月灯”が開催される時季となりました。
奉納された灯籠のやわらかな光に癒されます。
梅雨明けが待ち遠しいですね♪



連絡先：税理士法人 上川路会計

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9

Tel 099-252-7070 Fax 099-252-6400

上川路会計

検索

編集委員

上川路美恵野

伊集院

福留

清水

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば(税)上川路会計にご相談ください!

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください!!

